



東京高裁総第2315号

令和3年7月12日

山中理司様

東京高等裁判所長官 今崎幸彦



司法行政文書開示通知書

1月15日付け（同月18日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「東京高裁における記者クラブ等への便宜供与（民・刑通常訴訟事件関係）」と題する文書（片面で2枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすることにより広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 総務課 電話03（3581）1332（ダイヤルイン）

東京高裁における記者クラブ等への便宜供与（民・刑通常訴訟事件関係）



【機密性2】

